

令和4年8月17日

各部等の長

各行政委員会の事務局長 様

経営企画部長

令和5年度予算編成方針（依命通達）

1 国の動向

本年6月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」によると、国は、コロナ禍からの回復が依然として脆弱である中で、我が国を取り巻く環境変化や国内における構造的課題等、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せているとし、社会課題の解決と経済成長を同時に実現するために「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」「スタートアップ（新規創業）への投資」「GXへの投資」、「DXへの投資」を新しい資本主義に向けた重点投資分野に位置づけ、官民が協同して中長期的かつ計画的に推進することで、成長と分配の好循環を拡大し、持続可能な経済・財政・社会保障制度を構築するとしている。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和3年度決算における本市の財政状況は、実質単年度収支が前年度に引き続き黒字となり、経常収支比率は83.5%と昨年度より9.6ポイントと大きく改善したが、主な要因は、普通交付税の再算定に伴い令和3年度に限り追加交付された普通交付税が6億5千万円あったことによる収支の改善であり、一時的な要因に大きく依存したものとなっている。

令和4年度においても、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響は市民生活や事業活動にまで広く及んでおり、令和3年度決算において、減少した市税収入の回復を見込むには不透明な経済情勢が続いている。

一方、歳出においては、高齢化の進行や子育て支援等に対応するための社会保障関係経費の増加や、庁舎等公共施設の老朽化対策や脱炭素化の推進、次期ごみ

処理施設問題の早期解決等、財政状況に影響を与える多様な課題に直面している。

3 予算編成方針

以上を踏まえ、令和5年度当初予算編成に当たっては、「総合計画後期基本計画（令和元年度～令和5年度）」の最終年度であるとともに、将来に向けた新たな総合計画を策定する重要な年度であることから、「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現を目指し、計画に位置付けた事業の達成に向け、的確に予算へ反映し、積極的かつ着実に推進していく。

また、「第8次行財政改革推進計画（令和元年度～令和5年度）」に掲げられた項目を着実に実施し、収支改善にかかる取組みを一層進めていくことで、持続可能な財政運営を実現する。

限られた財源を有効に活用するため、事業費については目的に対する効果を検証し、効果が乏しい事業については存廃を含めた抜本的な見直しを行い、事業の予算化に当たっては実施手法を精査し、他自治体との比較を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう、効率化と経費の削減に努めること。

以上を令和5年度予算編成方針とするので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に積算し、通年予算として要求するよう通達する。

記

1 基本的事項

- (1) 令和5年度当初予算は全ての財政需要を計上する通年予算として編成することから、歳入、歳出ともに年度途中において安易に補正措置を講ずることのないよう漏れなく計上すること。
- (2) 職員は、厳しい財政状況を認識し、限られた財源を効果的に必要な事業に重点配分するため、事業に優先順位を付け、必要性和緊急性の高い事業であり、かつ費用対効果の高い事業を優先的に実施すること。
- (3) 4月1日付にて通知した「全事業の総点検の実施について」の結果を踏まえた予算の要求をすること。

- (4) 第8次行財政改革推進計画の実施項目に沿った取組みをするとともに、8月17日付にて通知した「収支改善に係る取組みについて」に基づいた要求とすること。なお、同通知内で削減や見直し等を検討するとされているものは、必要な検討を行った上で予算の要求をすること。
- (5) 市内の公共施設は「公共施設再配置計画」に従い、老朽化等による修繕や大規模改修等の更新を実施し、更新の際には、脱炭素化を推進する取り組みについて検討すること。また「公共施設等総合管理計画」において、公共施設の20%以上縮減を目標としていることを踏まえ、市有地や既存施設等のストックを活用し、新たな用地取得や施設建設を抑制すること。
- (6) 事業の実施に当たっては、従来の手法に加え、PPP（官民連携事業）やPFI（民間資金を活用した社会資本整備）等の民間活力の活用について検討し、効果的かつ効率的な支出となるよう検証すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、収入未済については徴収努力を講じ収納率の向上と収入確保を図ること。
- (2) 使用料及び手数料、分担金及び負担金については、収納率の向上に努め、市民負担の公平性を確保するとともに、他自治体や類似施設の料金と著しく乖離している場合は、負担割合の見直しも含めて検討し、受益者負担の適正化を図ること。
- (3) 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を注視し、補助制度の新設や変更の的確に対応し、確実に財源の確保に努めること。特に新型コロナウイルス感染症対策に関する補助制度の新設・拡充等の動向に注視し、積極的に活用すること。また、要求に当たっては、補助対象、補助率、補助単価を適正に計上し、超過負担とならないよう特に留意すること。
- (4) 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付等有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。
- (5) 市債については、後年度の義務的経費の増加による財政の負担を考慮し、市債を財源とする普通建設事業はできる限り抑制すること。予算の要求に当

たっては、交付税措置のある市債を活用することとし、「公共施設等適正管理推進事業債」のように、計画策定が起債の条件となるものについては、必要な手続きを確認し、計画の策定等に早急に取り組むこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 経常経費については、令和4年度予算額以下の要求を原則とし、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、既存事業であっても事業の効果、必要性、効率性を検証して見直しを行うとともに、改善内容を予算に反映させて経費の縮減に努めること。特に費用対効果の乏しい事業、民間で実施可能な事業、事業開始から長期間見直しをしていない事業、他自治体より費用負担の大きい事業については、事業の存廃を含めた抜本的な見直しを行い行政の効率化を図ること。
- (2) 政策経費については、事業の目的や効果を明確にし、行政ニーズ、費用対効果、執行計画、将来の見通し、後年度の費用負担について明らかにした上で要求すること。また、新規・拡充事業については、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、既存事業等の廃止・縮小等により財源を捻出すること。
- (3) 会計年度任用職員については、令和4年度の予算額以下とすることを基本とし、会計年度任用職員を要する事務・事業の課題を抽出し、事業の見直しを検討した上で、必要最小限の額を正確に積算して要求すること。
- (4) 扶助費等については、対象人数、単価、伸び率を精査して要求すること。国・県の補助事業については、制度改革の動向を注視し、予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。市の単独事業については、制度の必要性や他自治体の実施状況等から合理性を判断し、必要に応じて自己負担額や給付水準の見直し、廃止等の制度改革を検討すること。また、国・県の補助事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携して国・県に対し要望に努めること。
- (5) 補助費等については、8月17日付にて通知した「収支改善に係る取組みについて」に基づいた要求とすること。廃止・減額等について要検討とされたものは、事業の効果を検証して見直しを行い、要求額の抑制に努めること。なお、新たに補助制度を創設する場合は「補助金等交付に関する基準」を踏

まえ、公益性、事業効果等を検証して要求すること。

4 その他の事項

- (1) 市民ニーズに対応し、本市の価値を高めるための施策は、創意工夫や新たな手法により積極的に事業化を検討すること。
- (2) 特別会計においても以上の方針に準じて予算編成を行うものとする。
- (3) 特別会計及び公営企業会計への繰出しは、国の繰出し基準に基づくことを原則とし、基準外の繰出しについては、その縮減に努めること。